

特定個人情報保護評価の 制度概要について

特定個人情報保護評価の意義

1 特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

2 特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

3 特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment: PIA)に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

特定個人情報保護評価の実施主体

1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者または保有する者は特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関(※ 機関ごとに実施)
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人情報ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。

特定個人情報保護評価の対象

1 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
(番号法第9条 別表1に列記されている事務)

2 特定個人情報保護ファイル

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル。
- 個人情報を含む情報の集合物であって特定個人情報が検索することができるように体系的に構成したもの。
(システム化されてなくても、エクセル・アクセス等の電子媒体で検索が可能な状態のファイルも含まれる。)
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

特定個人情報保護評価の対象外

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

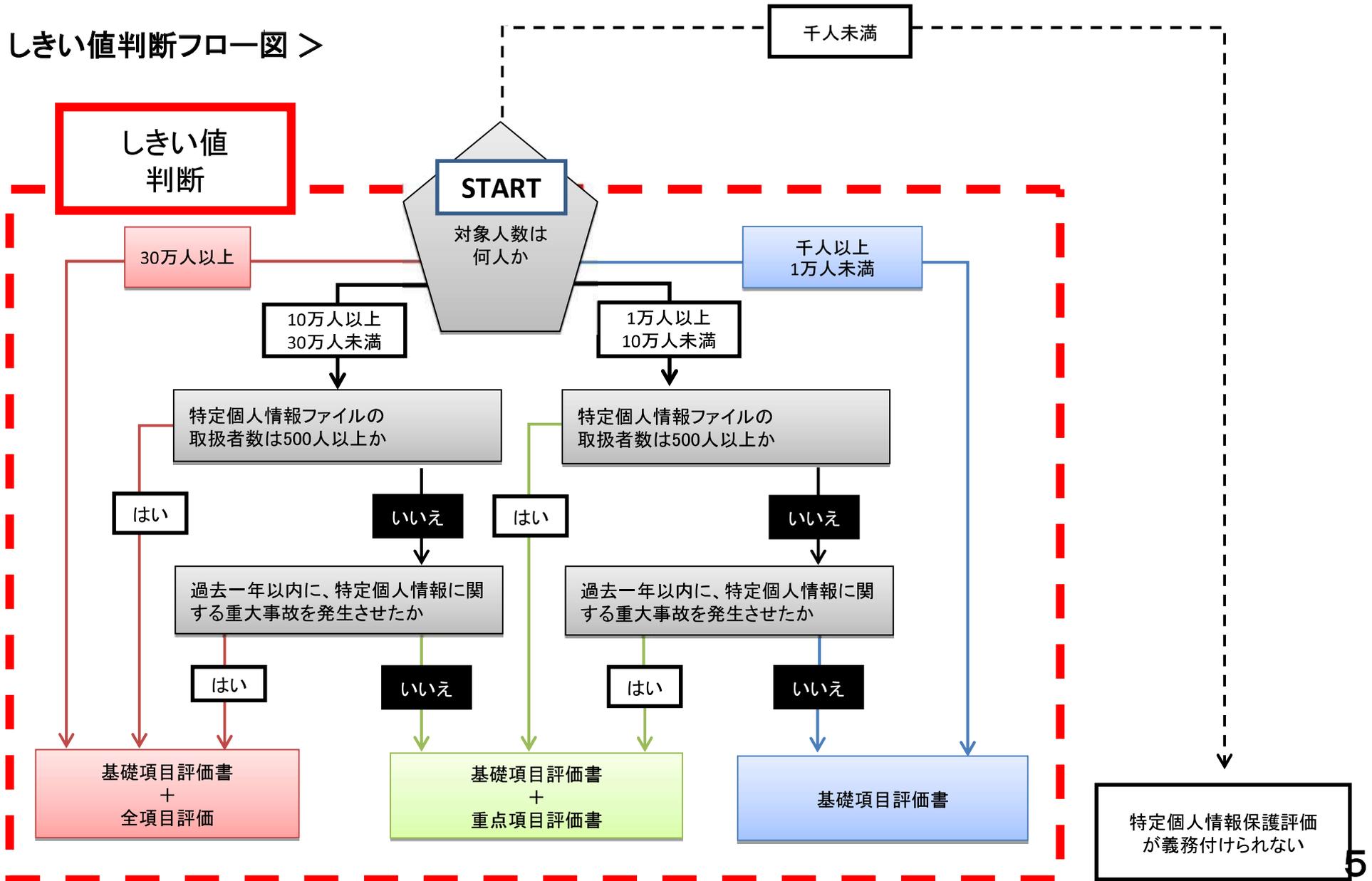
⇒ 内部情報のため不要

- 手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務
- 対象人数が1000人未満の事務

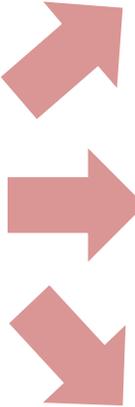
⇒ データ量が少なく、情報資産として外部から狙われるリスクが低いため不要

しきい値判断について

< しきい値判断フロー図 >



3種類の評価書

	<p>評価書の 記載内容</p>	<p>住民意見</p> 	<p>第三者点検</p> 	<p>公開</p> 
<p>しきい値 判断の 結果</p> 	<p>基本事項のみ (基礎項目評価)</p>	<p>不要</p>	<p>不要</p>	<p>基礎項目評価書 を公開</p>
	<p>リスク対策がメイン (重点項目評価)</p>	<p>任意</p>	<p>任意</p>	<p>基礎項目評価書と 重点項目評価書 を公開</p>
	<p>さらに詳細なリスク対策 (全項目評価)</p>	<p>必須</p>	<p>必須</p>	<p>基礎項目評価書と 全項目評価書 を公開</p>

① 基礎項目評価

記載事項

I 関連情報

II しきい値判断項目

1 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か

2 取扱者数

特定個人情報ファイルの取扱者数は500人

以上か

3 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

III しきい値判断結果

IV リスク対策

② 重点項目評価

記載事項

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 名称
2. 基本情報
3. 特定個人情報の入手・利用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
6. 特定個人情報の保管・消去
7. 備考

III リスク対策

1. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
2. 特定個人情報の使用
3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
4. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
5. 情報提供ネットワークシステムとの接続
6. 特定個人情報の保管・消去
7. 監査
8. 従業者に対する教育・啓発
9. その他のリスク対策

IV 開示請求、問い合わせ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ

V 評価実施手続

③ 全項目評価

記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
 - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - 1. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 - 2. 特定個人情報の使用
 - 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 - 4. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 - 6. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
 - 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問い合わせ
 - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
 - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ
- VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の実施時期①

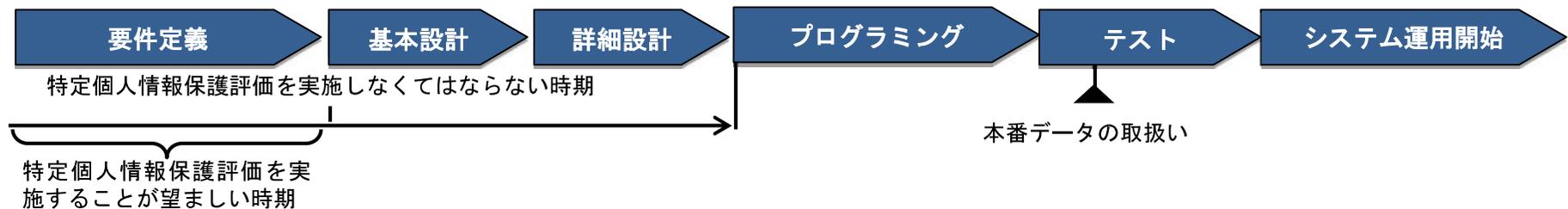
1. 新規保有時

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。

(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

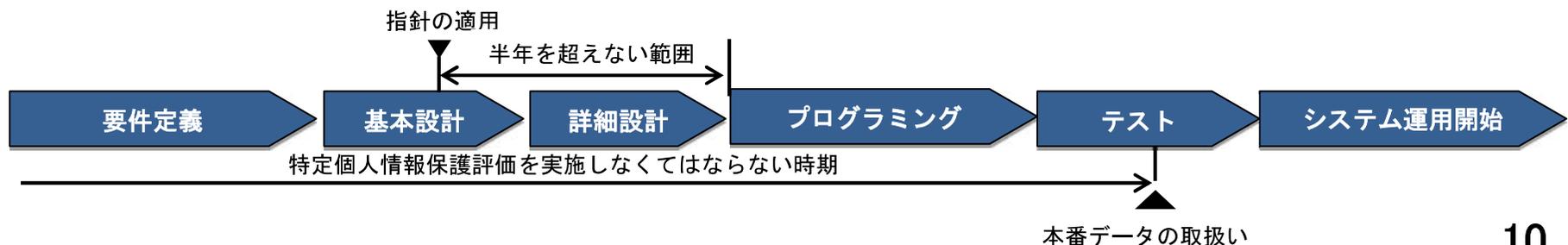
ア 通常の場合

- ・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、プログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施することができる。



イ 経過措置

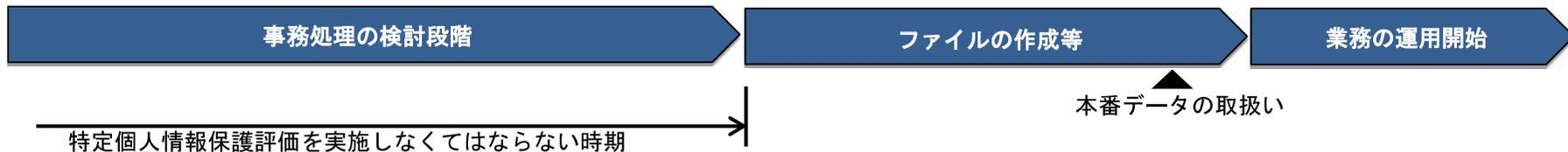
- ・特定個人情報保護評価指針の適用日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。



特定個人情報保護評価の実施時期②

(2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

- ・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で情報保護評価を実施する。



2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
 - (1) 重要な変更を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
 - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
 - (3) 直近の特定個人情報保護評価を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

特定個人情報保護評価実施時期③

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価
評価の再実施	重要な変更	—	システム改修等の重要な変更を加える前に評価の再実施が必要
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合(重大事故の発生時等)、速やかに再実施が必要
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するよう努める	
修正	重要な変更にあたらな い変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要	
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するように努める	

特定個人情報保護評価の実施後

実施後に必要となる手続き

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

尼崎市の特定個人情報保護評価 実施方針について

住民意見聴取について

(全項目評価は必須)

・地方公共団体等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に広く住民のその他の意見を求めるものとする。(特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項)

・意見聴取の期間は原則として30日以上とする。(特定個人情報保護評価指針)

30日を短縮できるのは、「十分な実施計画を立ててもなお、事務の根拠法の施行日が差し迫っており、30日間の設定が困難な場合」等、特段の理由が必要。



尼崎市の対応
30日のパブリック・コメントを実施

第三者点検について

(全項目評価は必須)

・住民意見聴取の後、これらで得られた意見を十分に考慮した上で、評価書に必要な見直しを行った後、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含むもので構成される合議制の機関他、相当と認められる者の意見を聞くものとする。(特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項)



尼崎市の対応
尼崎市情報公開・個人情報保護審査
委員会内の部会による第三者点検実施

重点項目評価における住民意見聴取・第三者点検について

初回時

- 意見聴取と第三者点検を実施
- 全項目評価書を記載

理由・メリット

- ・個人番号制度の運用にあたり、市民からの信頼を得られる。
- ・システム改修等にあたり、外部チェックが得られる。
- ・厳密な特定個人情報保護評価を実施することで、職員の特定個人情報保護に対する意識が醸成される。
- ・特定個人情報保護評価の実施にあたってのノウハウを職員が体得できる。今後、万一重大事故等が発生し、再実施となったときのスキルが得られる。
- ・PIA実施初年度であった平成26年度は、情報保護に関する知見を有するコンサルタント業者からサポートが受けることができた。
(なお、平成27年度以降は、コンサルタント業者との契約は行っていない)

2回目以降

- 2回目以降に重要なシステム改修等を実施する場合
初回時と同様、全項目評価扱いとし、意見聴取と第三者点検を実施する。
- 重要なシステム改修等を伴わない5年に一度の再点検
住民意見聴取と第三者点検を実施しない重点項目評価扱い